

記者発表資料
令和 2年 4月 1日
震災復興・企画部統計課
国勢調査班：佐久間，渡辺
電話：022-226-8977

令和2年国勢調査宮城県実施本部の設置について

令和2年10月1日（木）の国勢調査の実施に当たり、これを正確かつ円滑に進めるため、震災復興・企画部に令和2年国勢調査宮城県実施本部を設置します。

1 設置期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

2 設置場所

震災復興・企画部統計課内

3 所掌事務

- (1) 国勢調査への協力確保及び総合的な広報の推進に関すること
- (2) 国勢調査の正確かつ円滑な実施の推進に関すること
- (3) その他国勢調査に関して必要な事項

4 組織

- (1) 実施本部は、本部長、副本部長、参与、事務局長、事務局次長、班長及び班員をもって組織する。

- (2) 本部長 震災復興・企画部長
副本部長 震災復興・企画部次長
参与 職員厚生課長，私学・公益法人課長，広報課長，市町村課長，
管財課長，消費生活・文化課長，医療政策課長，長寿社会政策課長，
障害福祉課長，建築宅地課長，住宅課長，国際企画課長，
教育庁総務課長及び警察本部生活安全部生活安全企画課長
事務局 事務局長：統計課長，事務局次長：統計課長補佐（総括担当），班長
及び班員（統計課員）

5 本部看板の掲示

日時 令和2年4月9日（木）午前11時
場所 震災復興・企画部統計課入口（県庁行政庁舎6階）
当日は、本部長（震災復興・企画部長）が本部看板を設置します。

6 本部会議（第1回）

日時 令和2年4月23日（木）午後2時
場所 県庁行政庁舎11階 第2会議室

震災復興・企画部統計課HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※今回の調査は、1920年（大正9年）の調査開始から100年の節目に当たります。

令和2年国勢調査について

国勢調査は、統計法に基づき、国内の人口及び世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として実施されます。

大正9年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として、5年ごとに実施されており、令和2年（2020年）に実施される今回の調査（調査開始から21回目）は、令和になり初の国勢調査であるとともに、調査開始から100年目の節目の回に当たります。

1 令和2年国勢調査の概要

- (1) 調査期日 令和2年10月1日（木）午前零時現在
- (2) 調査対象 我が国に常駐する全ての人及び世帯（外国人を含む）
※宮城県の人口：約229万人（約100万世帯）
- (3) 主な調査項目 男女の別、出生年月、就業状態、従業地・通学地、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地など 19項目
- (4) 調査の流れ 国（総務省統計局）—都道府県—市町村—指導員—調査員—世帯
9月上旬から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査関係書類を配布します。
※調査員数：約12,000人（H27実績：10,888人）

2 令和2年国勢調査の特徴

- (1) インターネット回答の積極的推進
インターネット回答比率について、必達目標（管理目標）を40%、より高い目標（チャレンジ目標）として50%を設定し、広報等により積極的に推進する。
- (2) 誰もが答えやすいバリアフリーな調査
インターネット回答の多言語化や障害者の方々など全ての方の回答をサポートする多様な支援体制を構築し、誰もが答えやすいバリアフリーな調査を実現する。
- (3) 企業や団体の活動・サポートとのコラボレーション
企業・団体の社会貢献活動などとも協同・連携し、外国人・若者層等の回答やインターネット回答の促進、調査員活動を幅広くサポートする。

3 個人情報の保護

調査関係者が調査票に記入された内容を他にももらしたり、調査票を統計作成の目的以外に使用したりすることは、統計法により固く禁じられています。また、オンライン回答における通信は、すべて暗号化され、国に直接回答が送信されるとともに、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理されます。

4 調査結果の利用

- (1) 法律などに基づく利用
都道府県や市町村の議員定数の決定、地方交付税の算定基準、市や指定都市の設置要件などは、法律で国勢調査の結果（人口）を用いるよう定められています。
- (2) 行政施策などへの利用
少子・高齢化対策、雇用対策、防災計画の策定など、各種の行政施策の基礎資料として使用されています。
- (3) 学術、教育、民間など幅広い分野での利用
人口学、経済学、社会学等の学術研究をはじめ、将来推計人口などの基礎資料、民間企業での需要予測や店舗の立地計画などに幅広く活用されています。